

令和8年1月30日

神奈川県市町村振興協会の長期貸付利率について

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 内 野 優

令和8年2月1日から財政融資資金の貸付利率が改定されるに伴い、当協会の貸付利率を次のとおり改正し、令和8年2月の貸し付け分に適用する。

I 元金均等償還 (%)

据置期間 区分	0		1		2		3	
	財投	協会	財投	協会	財投	協会	財投	協会
5	1.5	1.1	1.6	1.1	1.6	1.1	1.7	1.2
10	1.9	1.3	1.9	1.3	1.9	1.3	2.0	1.4
15	2.3	1.6	2.3	1.6	2.3	1.6	2.3	1.6
20	2.6	1.8	2.6	1.8	2.6	1.8	2.7	1.9
25	2.9	2.0	2.9	2.0	2.9	2.0	2.9	2.0

II 元利均等償還 (%)

据置期間 区分	0		1		2		3	
	財投	協会	財投	協会	財投	協会	財投	協会
5	1.5	1.1	1.6	1.1	1.6	1.1	1.7	1.2
10	1.9	1.3	1.9	1.3	2.0	1.4	2.0	1.4
15	2.3	1.6	2.3	1.6	2.4	1.7	2.4	1.7
20	2.7	1.9	2.7	1.9	2.7	1.9	2.7	1.9
25	3.0	2.1	3.0	2.1	3.0	2.1	3.0	2.1

当協会の長期貸付利率の定め方について

当協会の長期貸付利率は、貸付細則により「年3%」と定めています。ただし、財政融資資金の貸付利率が「年3.5%未満」の場合は、理事長が別に定めるとしています。

これにより、令和8年2月の協会資金の貸付利率は、財政融資資金の貸付利率に **0.7 を乗じた率**（その率が0.01%を下回ったときは0.01%）とします。

小数点の取り扱いにつきましては、財政融資資金の率が小数点第2位までのときは、第3位を四捨五入し、財政融資資金の率が小数点第1位までのときは第2位を四捨五入します。